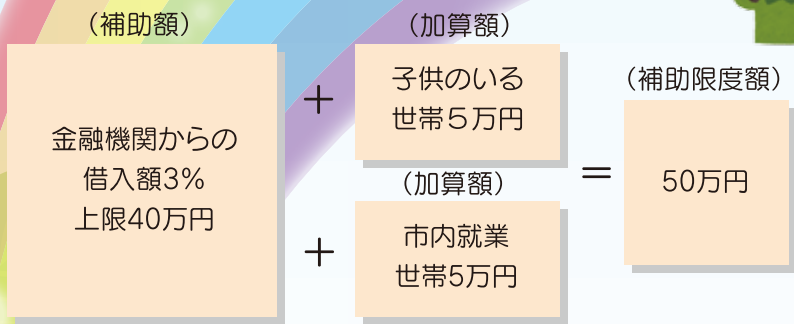


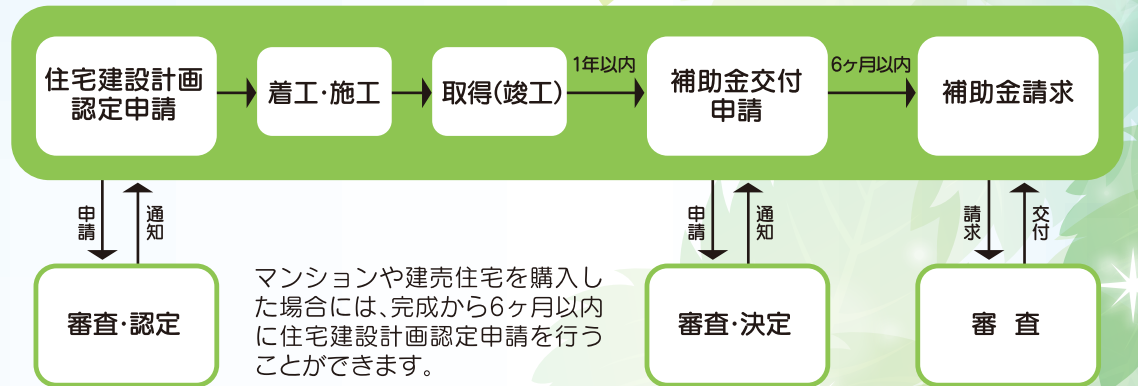
○住宅取得補助

補助制度	対象地域	対象となる住宅	敷地面積	住宅専用面積	その他住宅の要件	対象となるかた	補助額等	加算額
住宅取得補助 (一戸建て住宅)	市街化区域	新築住宅 ※H28.4.1以降に 確認済証が交付 されていること。	165㎡以上 (敷地緑化率 5%以上)	75㎡以上	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条に規定する認定を取得した住宅	・住宅を新築するかた ・建売住宅を購入するかた	金融機関からの借入額の3% (上限額40万円)	・満15歳(義務教育)以下の子供のいる世帯(5万円の加算)
住宅取得補助 (マンション)			要件なし	55㎡以上	設計住宅性能評価書で一定の基準を満たす住宅(住宅の品質確保の促進等に関する法律)	マンションを購入するかた		・申請者の勤務地が市内(5万円の加算)

長期優良住宅の認定を取得した一戸建て住宅を建設又は購入する費用、又は一定水準以上の分譲型共同住宅(マンション)を購入する費用(住宅ローン)に対して補助するものです。



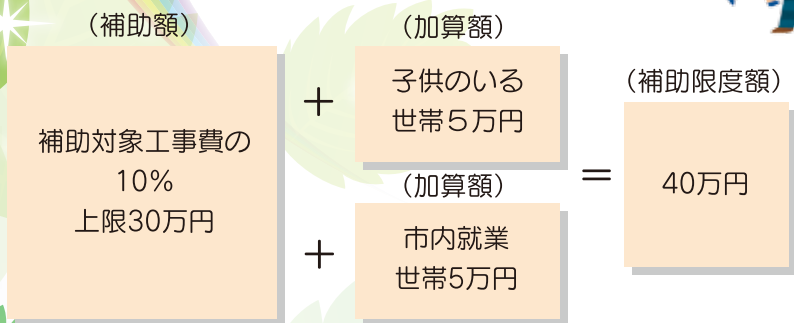
交付までの流れ



○住宅リノベーション補助

補助制度	対象地域	対象となる住宅	敷地面積	住宅専用面積	その他住宅の要件	対象となるかた	補助額等	加算額
住宅リノベーション補助 (一戸建て住宅)	市街化区域	一戸建ての住宅	要件なし	75㎡以上 (増築の場合は 工事後の面積)	・昭和56年6月1日以降に着工した建物	・住宅を購入して自らの居住のために住宅のリノベーションを行うかた	補助対象工事費の10%(上限額30万円) ※工事費用総額が100万円以上であることが必要です。	・満15歳(義務教育)以下の子供のいる世帯(5万円の加算)
住宅リノベーション補助 (マンション)				55㎡以上	・昭和56年5月31日以前に着工した建物で、その後の耐震改修等により耐震基準を満たすこととなった建物	・現に居住している住宅を世帯員の増加のために住宅のリノベーションを行うかた		・申請者の勤務地が市内(5万円の加算)

中古住宅を購入して、自らの居住のためにリノベーション(リフォーム)する費用、又は現に居住している住宅を世帯員増員のためにリノベーションする費用に補助するものです。



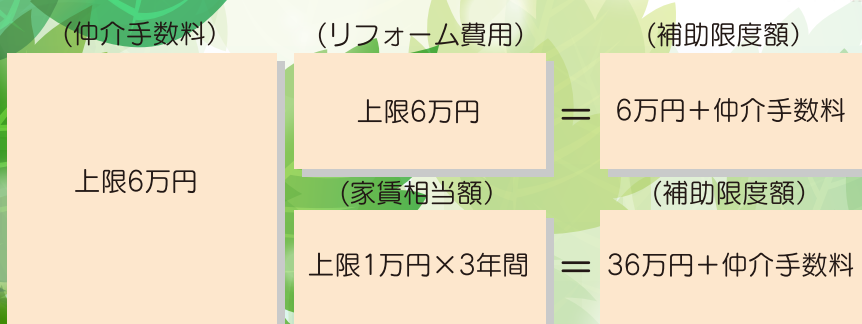
交付までの流れ



○シニア層の持ち家活用による住み替え支援補助

補助制度	対象地域	対象となる住宅	敷地面積	住宅専用面積	その他住宅の要件	対象となるかた	補助額等	加算額
シニア層の持ち家活用による住み替え支援補助	市街化区域	一戸建ての住宅	要件なし	75㎡以上	満55歳以上のかたのいる世帯が従前に居住していた住宅	・賃貸するかたの要件 満55歳以上のかたのいる世帯に属する住宅の所有者 ・賃借するかたの要件 満15歳(義務教育)以下の子供のいる世帯に属する住宅の居住者	・賃貸借契約に係る仲介手数料(上限額6万円) ・貸主が入居者を募るために行うリフォーム等費用(上限額6万円) ・家賃相当額36ヶ月(月額上限額1万円)	なし

市内に転居するシニア(満55歳以上)世帯の持ち家を満15歳(義務教育)以下の子供のいる世帯に賃貸するときの、仲介手数料、リフォーム費用、家賃を補助するものです。



交付までの流れ

仲介手数料・リフォーム費用

